

平成21年 第1回沼田町議会定例会（2日目） 会議録

平成21年 3月13日（金）

午前15時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	杉 本 邦 雄	議 員	1 番	津 川 均	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	高 田 勲	議 員
	4 番	大 沼 恒 雄	議 員	5 番	絵 内 勝 己	議 員
	6 番	上 野 敏 夫	議 員	7 番	橋 場 守	議 員
	8 番	中 村 保 夫	議 員	10 番	渡 辺 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 西 田 篤 正 君 教育委員長 植 木 和 美 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	生 沼 篤 司 君	総務課長補佐	黒 田 美 和 君
地域開発課長	神 憲 彦 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	辻 広 治 君	住民生活課長	栗 中 一 弘 君
建設課長	谷 口 勲 君	和風園園長	篠 原 毅 君
旭寿園園長	吉 田 憲 司 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 松 田 剛 君 次 長 浅 野 信 行 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金 平 嘉 則 君 書 記 岡 田 敏 行 君

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）只今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、これより二日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、横山議員、3番、高田議員を指名致します。

(予算等審査特別委員会審査報告)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、予算等審査特別委員会の審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。津川委員長。

(津川委員長登壇)

○委員長（津川 均委員長）予算等審査特別委員会審査報告。本委員会に付託された次の事件について、審査が終わりましたので、会議規則第77条の規程により報告致します。

〔以下、報告書を朗読〕

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。議題となっております条例案4件、予算案9件、計13件の議案につきましては議員全員による予算等審査特別委員会で審査したものであります。従いまして、委員長報告に対する質疑を省略し直ちに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。それでは討論、採決に入ります。討論、採決は付託された議案についてそれぞれ1件ずつ討論、採決を致します。それでは討論、採決を致します。

○議長（杉本邦雄議長）議案第21号、沼田町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第21号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第２２号、沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２２号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第２３号、沼田町介護保険条例の一部を改正する条例についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２３号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第２４号、沼田町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２４号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第２５号、平成２１年度沼田町一般会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２５号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第２６号、平成２１年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２６号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第２７号、平成２１年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２７号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第２８号、平成２１年度沼田町国民健康保険特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２８号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第29号、平成21年度沼田町介護保険特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第29号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第30号、平成21年度沼田町老人保健特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第30号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第31号、平成21年度沼田町後期高齢者医療特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい、橋場議員。

○7番（橋場 守議員）まあ、無い人もいるみたいですけど。職員の説明の中でもね、法律が発効してからね1年も経たないうちにね、もう各所訂正されて変更があったんですね、もうとんでもない話だなと思っています。そして国会においては参議院においてこの同法の廃願の法案が決議されて今衆議院にまわってます。私一日も早くね、この廃止法案が成立されるように願っていますし、したがって現在のこの後期高齢者医療制度は全く不十分であって認める訳にいかないという立場から反対致します。

○議長（杉本邦雄議長）他にご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）討論を終結致します。本案について採決致します。議案第31号を賛成の方挙手願います。

(挙手（賛成）多数)

○議長（杉本邦雄議長）挙手多数により、賛成多数により本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第32号、平成21年度沼田町公共下水道特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第32号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第33号、平成21年度沼田町水道事業会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第33号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(一 般 議 案)

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議案第16号、沼田町道路線の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（谷口 勲課長）議案第16号、沼田町道路線の変更について。道路法10条2項の規定によって、沼田町道路線を下記のとおり変更する。以下、省略をさせていただきます。平成21年3月6日提出、町長名でございます。町道高穂幹線は本年交通安全事業によりまして、設計改良事業を実施したところでございます。起点が移動し、延長それから幅員が拡幅したことによる変更でございます。ご審議の

ほどよろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第16号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、議案第17号、沼田町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長補佐（黒田美和課長補佐）議案第17号、沼田町監査委員条例の一部を改正する条例について。沼田町監査委員条例の一部を改正する条例を提出する。平成21年3月6日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、議案書を朗読〕

○総務課長補佐（黒田美和課長補佐）以下、改正理由と内容をご説明申し上げます。この条例は昭和49年の9月の改正以降、改正がされておらず、地方自治法及び現状の監査実態と合わせ、見直し、改正をするもので平成21年4月1日から施行するものでございます。以上内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第17号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 日程第５、議案第１８号、障害程度区分認定にかかわる北空知５町審査会の廃止について議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長） 議案第１８号、障害程度区分認定にかかわる北空知５町審査会の廃止について。

〔以下、議案書を朗読〕

○住民生活課長（栗中一弘課長） 提案理由を説明申し上げます。平成１８年４月施行の障害者自立支援法によりまして設置が定められました障害者程度区分認定のための審査を５町で共同設置し、沼田町を事務局に運営をして参りました。障害区分認定と申しますのは、介護認定制度と同様に各種サービス、施設入所を希望される方に対しまして、６段階の区分のいずれに該当するかを判定するものでございます。その区分によりまして利用出来ますサービス、施設等が決定されていくというような内容になってございます。この審査会につきまして、設置後３年を経過を致しまして、当初予想しておりました審査件数も減少傾向にあります。また審査会委員も医師及び障害保健福祉の学識経験者の確保もなかなか難しい状況も生じてございます。一方深川市におきましても審査件数の減少、事務量と費用の効率性に欠けること等が生じている状況にございます。この際審査会を統合することにより５町の障害者にとりましても審査の機会が増加を致します。これまで５町の分につきましては月１回の審査会、統合致しますと月２回という審査会を開催する予定となります。このようなことで利便性も向上する等々から効率的な審査会の運営が見込まれることで合意に達し、５町審査会の廃止を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長） はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第１８号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 日程第6、議案第19号、北空知障がい程度区分認定審査会の共同設置についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（栗中一弘課長） 議案第19号、北空知障がい程度区分認定審査会の共同設置について。

〔以下、議案書を朗読〕

○住民生活課長（栗中一弘課長） 提案理由を申し上げます。議案第18号におきまして説明申し上げましたとおり障がい程度区分認定審査会を1市5町で共同設置することが効率的な利用と運用が図れるということで、1市5町で合意に達したことから提案するものでございます。次の頁をお開きをいただきたいと思います。全文の朗読は省略させていただきます、主なところを説明させていただきます。第1条でございますが、共同設置する市町ということで1市5町の名称を記載させていただいております。更に根拠法令となります障害者自立支援法、地方自治法に基づくものという風に規定をしております。第2条名称でございますが、北空知障がい程度区分認定審査会。第3条審査のし執務場所でございますが、深川市にございます深川市健康福祉センター内とすることで事務局は深川市の深川市市民福祉部介護福祉課でございます。第4条審査会の委員でございますが、10名ということで深川市が5名、5町それぞれ1名ずつという内訳となっております。合議体第5条でございますが、合議体の数は2ということで、隔週月2回の審査会を開催するということで予定をしております。各合議体の構成委員数は5名としてございます。第6条でございますが審査会の事務を補助する職員、先程申し上げましたように深川市職員を充てるということでございます。7条負担金でございますが次の頁をお開きをいただきたいと思います。別表一番下に記載をさせていただいております。均等割20%、人口割30%、認定審査件数割50%といった負担割合をもって構成をさせていただきたいと存じます。第9条でございますが審査会の事務を管理及び執行に関する条例規則等につきましては、深川市の例によるということで、深川市の条例、規則を使用するということになってございます。附則でございますがこの規約につきましては平成21年4月1日から施行するというような内容になってございます。以上説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長） はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第19号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第7、議案第20号、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長補佐（黒田美和課長補佐）議案第20号、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成21年3月6日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、議案書を朗読〕

○総務課長補佐（黒田美和課長補佐）以下、改正理由を申し上げます。平成18年の6月、障害程度区分認定にかかる北空知5町審査会設置によりまして、障害程度区分認定審査会委員を規定しておりましたが、先ほど可決されました議案18号の審査会の廃止によりましてその審査会委員を削るものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第20号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決

ました。

○議長（杉本邦雄議長）ここで暫時休憩、5分致します。3時半から行います。

15時22分 休憩

15時30分 再開

（日程の追加）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今事務局より請願書3件について追加案件が提出されました。この際これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第8、請願第1号、季節動労者対策の強化を求める請願について。日程第9、請願第2号、平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する請願について。日程第10、請願第3号、中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する請願について。以上3件日程に追加することに決しました。

（請願の採択）

○議長（杉本邦雄議長）日程第8、請願第1号、季節動労者対策の強化を求める請願についてを議題と致します。本請願については会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。ここで紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。請願第1号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択すべきものと決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第 9、請願第 2 号、平成 21 年度酪農畜産政策・価格対策に関する請願についてを議題と致します。本請願については会議規則第 92 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第 2 号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。ここで紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。請願第 2 号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第 2 号は採択すべきものと決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第 10、請願第 3 号、中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する請願についてを議題と致します。本請願については会議規則第 92 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第 3 号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。ここで紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採

決致します。お諮り致します。請願第3号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は採択すべきものと決しました。

(日程の追加)

○議長（杉本邦雄議長）議事日程の追加についてお諮り致します。只今採択された請願に伴う意見書案他8件について追加案件が提出されました。この際これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第11、意見案第1号、季節労働者対策の強化を求める要望意見書（案）について。日程第12、意見案第2号、平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書（案）について。日程第13、意見案第3号、中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する意見書（案）について。日程第14、意見案第4号、北海道の自衛隊体制維持を求める意見書（案）について。日程第15、意見案第5号、物価に見合う年金引き上げを求める意見書（案）について。日程第16、意見案第6号、市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書（案）について。日程第17、閉会中の所管事務調査の申し出について。日程第18、議員の派遣について。以上日程に追加することに決しました。

(意見案の審議)

○議長（杉本邦雄議長）日程第11、意見書案1号、季節労働者対策の強化を求める要望意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１２、意見書案２号、平成２１年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１３、意見書案３号、中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第１４、意見書案４号、北海道の自衛隊体制維持を求める意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第15、意見書案5号、物価に見合う年金引き上げを求める意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第16、意見書案6号、市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

(閉会中の所管事務調査の申し出)

○議長（杉本邦雄議長）日程第１７、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。お諮り致します。本件は各常任委員会が調査終了まで閉会中の所管事務調査の申し出であります。説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。

(議員の派遣)

○議長（杉本邦雄議長）日程第１８、議員の派遣についてを議題と致します。お諮り致します。本件は本年度中における議員の派遣であります。説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）以上で、本定例会に付記された案件は全て終了致しました。これにて平成２１年第１回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

１５時４２分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員